

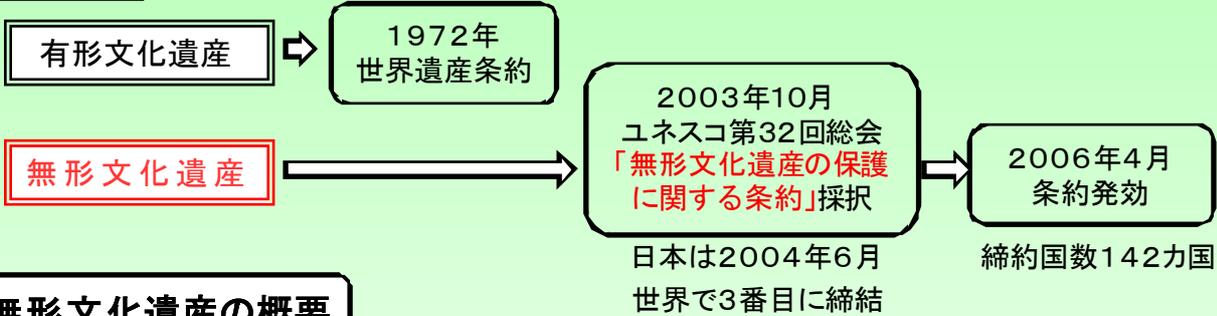
# 無形文化遺産について

資料10

## 無形文化遺産の保護に関する条約の概要

(2011年12月現在)

### 経緯



### 無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能、社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術など

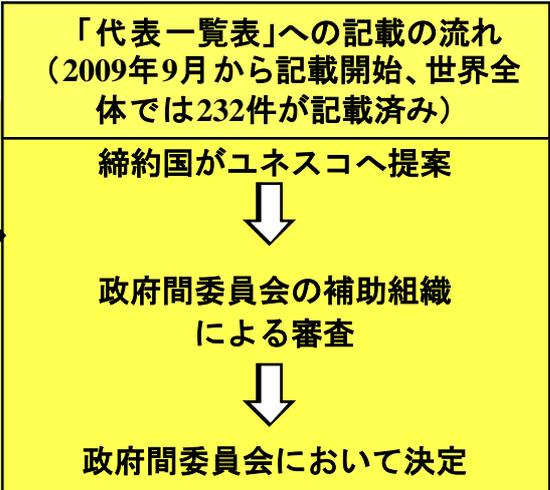
### 条約の内容

(目的)  
無形文化遺産の保護  
関係ある社会、集団、個人の無形文化遺産を尊重することの確保 など

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」の作成

「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

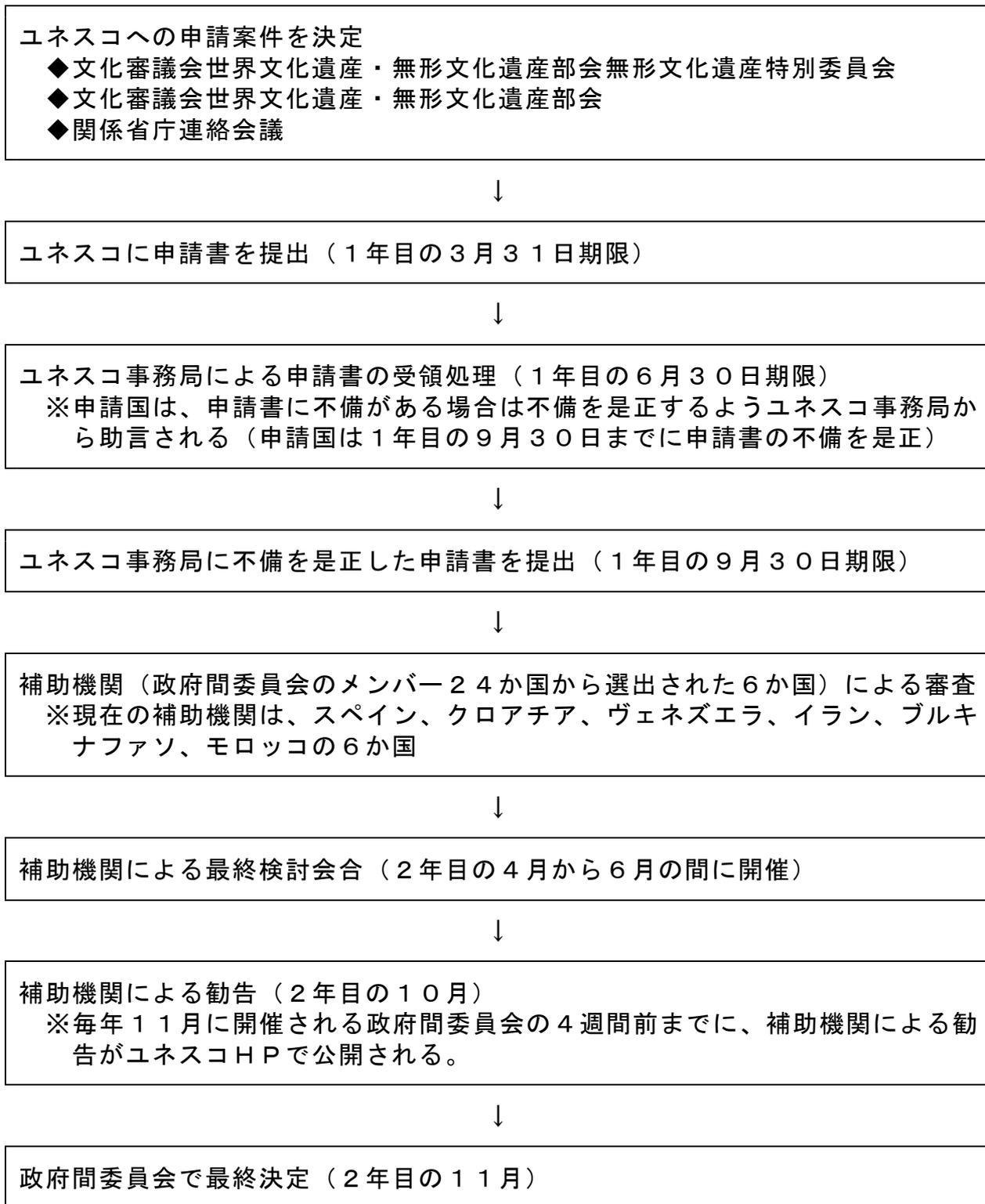
無形文化遺産基金による「国際援助」など



### 「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産

<p>【重要無形文化財】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・能楽(のうがく)</li><li>・人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうりぶんらく)</li><li>・歌舞伎(かぶき)</li><li>・雅楽(ががく)</li><li>・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)</li><li>・石州半紙(せきしゅうばんし)</li><li>・組踊(くみおどり)</li><li>・結城紬(ゆうきつむぎ)</li></ul>	<p>【重要無形民俗文化財】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日立風流物(ひたちふりゅうもの)</li><li>・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)</li><li>・甌島のトシドン(こしきじまのとしどん)</li><li>・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)</li><li>・早池峰神楽(はやちねかぐら)</li><li>・秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)</li><li>・チャッキラコ(ちゃつきらこ)</li><li>・大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)</li><li>・題目立(だいもくたて)</li><li>・アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)</li><li>・壬生の花田植(みぶのはなたうえ)</li><li>・佐陀神能(さだしんのう)</li></ul> <p>計 20 件</p>
--	--

## ユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表への登録プロセス



### <政府間委員会の決定は次の3区分>

- ①「記載 (inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表に記載するもの
- ②「情報照会 (refer)」：追加情報を提出締約国に求めるもの。再申請が可能。
- ③「不記載 (Decide not to inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表の記載にふさわしくないもの。4年間再申請できない。

# ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約 に基づく無形文化遺産への登録基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

## 第2条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

## 第11条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

## 第12条 目録

1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。